

入札監理小委員会における審議の結果報告

財務局の未利用国有地の管理等業務

財務局の普通財産の管理処分等業務

財務局の未利用国有地の管理等業務及び普通財産の管理処分等業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成23年4月から平成26年3月までの契約期間3年間として民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. サービスの質の設定

【論点】

確保されるべき公共サービスの質について、公共サービスの内容等を踏まえ、適切な内容となっているか。

【対応】

従来の実施における目的の達成の程度に記載していた実績を踏まえ、サービスの質に目標水準を設定した。

2. 委託費等の支払方法（財務局の未利用国有地の管理等業務）

【論点】

民間事業者による業務の是正措置が十分でなかった場合の対応が明確にされているか。

【対応】

国が必要と認めた場合には、民間事業者は改善計画書を国に提出し、承認を得た上で速やかに改善計画書の内容を実施することにした。

3 . 入札参加資格（財務局の未利用国有地の管理等業務）

【論点】

入札の競争性を確保するために必要かつ十分な内容となっているか。

【対応】

入札のさらなる競争性を確保するため、入札参加資格の等級を拡大することとした。

4 . 情報開示（財務局の未利用国有地の管理等業務）

【論点】

従来の実施状況に関する情報の開示内容が必要かつ十分な内容となっているか。

【対応】

民間事業者に分かり易い内容となるよう、従来の実施に要した経費及び人員の変動要因について注記を付すこととした。

5 . 意見募集の結果

【論点】

意見募集の結果を踏まえ、必要な検討がされているか。

【対応】

意見募集の結果を踏まえ、対象地域の範囲を修正する等、必要な検討及び修正を行った。

以上